

『北海道冬季ゼロ災運動』実施要領

厚生労働省北海道労働局

冬季（12月から3月）の北海道では、路面凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等の視界不良による交通事故、屋根の雪下ろし作業時の墜落や除雪作業時の重機との接触、屋内での内燃式発電機等の使用による一酸化炭素中毒などの冬季特有の労働災害が多く発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」は、これらの労働災害を防止するため、事業者と労働者が一丸となって取り組みを行う具体的な事項を提唱し、冬季ゼロ災の実現を目指すものです。

労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。

取組期間：令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

主 唱 者：北海道労働局、各労働基準監督署（支署）

実 施 者：各事業者、労働者

重点災害：転倒災害、交通労働災害、雪下ろしの際の墜落災害及び除雪作業時の重機災害、一酸化炭素中毒

1 共通事項

- (1) 経営トップは冬季ゼロ災に向けた各種対策に積極的に取り組むこと。
- (2) 冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するとともに、リスク低減措置を講ずること。（リスクアセスメント）
また、作業開始前のKY（危険予知）活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- (3) 安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自らが具体的な災害防止活動の管理を行うこと。
- (4) 気象情報を事前に把握し、これに応じた作業スケジュールを計画すること。
また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の関係者への周知徹底及び落雪のおそれや悪天候時の作業中止基準を策定すること。
- (5) 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
- (6) 特に初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方（小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らずゆっくり歩くこと）、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。

2 転倒災害防止対策

- (1) 敷地内の安全通路を定め、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまづく原因の改善及び除雪、凍結しやすい箇所における融雪剤や砂の散布、温風機、融雪マットの設置等による転倒防止措置を講ずること。

- (2) 滑りにくい靴を使用し、屋内に入る場合は、靴裏に付着した雪、水分の除去を徹底すること。
- (3) 車両への乗降の際には、降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
- (4) 歩きスマホ等転びやすい行動、手をポケットに入れて歩く等けがにつながりやすい行動をしないよう徹底すること。
- (5) 身体機能の維持向上のための取組を積極的に取り入れることなど、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインを参考として取組を行うこと。

3 雪下ろし作業対策及び除雪作業時の重機災害防止対策

- (1) 作業開始前に雪下ろしする屋根の形状・材質及び軒先の雪底の状況を確認し、その作業場所に適応した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロリップ等を設置するとともに、墜落制止用器具を使用すること。
- (2) 気象情報を事前に把握し、気温が高く、雪が融けて滑りやすくなる場合には作業を中止する等の基準を策定すること。
- (3) 屋根等の高所に昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
- (4) 屋根の雪下ろし場所周辺は、立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。
- (5) 重機を使用して除雪作業を行う際は、周囲の者が重機に接触する災害を防止するため、あらかじめ作業計画を作成し、作業範囲内への立入禁止措置を講ずること。

4 交通労働災害防止対策

- (1) 冬道を運転する場合は、路面状況（圧雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離の確保及び早めのブレーキを励行し、危険を予測しながら運転するとともに、早めの出発を心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
- (2) 運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- (3) 走行する道路状況について、交通事故・スリップの危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し周知すること。
- (4) 道路脇に雪が高く積み上げられている交差点等の見通しの悪い場所では、車両等を発見しづらいため、徐行を心掛けること。

5 一酸化炭素中毒防止対策

- (1) 自然換気が不十分な屋内作業場等においては、内燃式発電機、コンプレッサー、ジェットヒーター等の内燃機関を有する機械を使用しないこと。
- (2) やむを得ず屋内で内燃機関を有する機械を使用する場合は、関係者以外の立入禁止措置を講じ、関係者が立ち入る場合には十分な換気を行うとともに、立ち入り前に一酸化炭素濃度を測定し安全を確認してから立ち入ること。